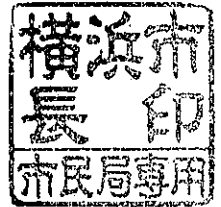


横浜エリア連携協議会
代表 籠嶋 雅代 様

横浜市長 林 文子



横浜市に対する市民政策提案について（回答）

さきにご提案（2020年11月26日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

なお、社会情勢等の変化により、回答の内容が最新の状況を反映したものではありません場合がありますので、最新の状況については各事業所管部署にご確認くださいようお願いします。

I. 子ども・子育て・教育に関する提案

1. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援

1) 情報発信について

- 産後母子ケア事業には、母子デイケア・母子ショートステイ・訪問型母子ケアがありますが、市のホームページからは、それぞれの事業対象者がわかりにくいと感じます。利用したい母子が、ケアの対象となるのか判断するための利用条件などが正確に伝わるよう、利用者の使いやすさに立った情報発信をお願いします。

【回答】

産後母子ケア事業のうちショートステイ、デイケアと訪問型、それぞれの対象者が利用方法について市民の方にわかりやすく周知がされるよう、今後、本市ウェブサイトの内容の見直しをする予定です。

子育て支援に関する行政サービスについては、本市ウェブサイトほか、母子健康手帳や一緒にお渡しする「よこはま子育てガイドブックどれどれ」等にも掲載していますが、出産するすべての方に情報をお届けできるよう、引き続き情報発信に努めます。

- 乳幼児一時預かりと保育所の一時保育は利用者側にとっては同等のサービスと捉えられています。事業所、受入人数といった詳細情報を含め、情報を一元化し、利用者の目線に立った案内となるよう整理してください。制度上の様々な括りがあるとは思いますが、保育と子育て支援の一体的な仕組みづくりをさらに進めてください。

【回答】

令和3年度中に、一時預かり事業を実施している施設を対象とした預かり予約システムを構築する予定です。

2) 産前産後から子育て中のサポートについて

- ・産前産後ヘルパーの利用時に提出する書類が非常に多く、押印する箇所も多いので、市全体の印鑑の簡略化の議論に合わせ、利用申請の手続きの簡略化をすすめてください。

【回答】

申請書などのうち本市が独自に定めているものについて、押印・署名を順次廃止しています。「産前産後ヘルパー派遣事業」の申請書類のうち、これまで押印署名が必要だった書類については、令和3年度から記名で可とします。

- ・産前産後ヘルパーの利用時間は現在9時から17時ですが前後1時間広がると、さらに使いやすい仕組みになります。利用時間を広げることをぜひ検討してください。

【回答】

「産前産後ヘルパー派遣事業」の利用可能時間は、派遣実施中の不測の事態に備え、区役所福祉保健センターへの連絡や対応ができるように、区役所の開庁時間（平日9時から17時）と定めているため、現状では利用可能時間拡大を検討していません。

- ・子育てサポートシステムの援助活動の内訳は、1. 保育園、幼稚園、学童への送迎（28%）、2. 習い事への送迎（17%）、3. 預かり（4%）となっており、送迎のニーズが圧倒的に高いことがわかります。

一方で、産前産後ヘルパーではきょうだい児送迎のニーズがあるものの、現行の制度上、母親と一緒に行動する場合にしかこのケアは使えません。子育てサポートシステムのデータからも送迎のニーズが高いことがわかるため、産前産後ヘルパーにおいてもきょうだい児送迎をできるように、制度変更の検討をお願いします。

【回答】

「産前産後ヘルパー派遣事業」における保育園や学校等への送迎補助については、支援実施中の不測の事態に備え、その責任の所在を明らかにするために、保護者同伴の場合に限るものと定めており、現時点では、きょうだい児のみの場への派遣実施は検討していません。

3) 横浜版子育て世代包括支援センターへの期待

子育てサポートシステムでのマッチングの成立状況の把握をお願いします。登録制ではあるものの、サポートを必要としている人へ確実に支援の手を差し伸べることが大切だと考えます。援助会員を増やすことに加え、必要に応じて事業へつなぎ、多様なサポートを必要とする親子へ適切な支援が届

くことを期待します。

【回答】

「横浜子育てサポートシステム」の利用希望をされた方のうち、コーディネーターが成立した方の割合は把握しています。(令和元年度実績：約 95.5 パーセント)

また、よりスムーズにコーディネーターできるよう、提供・両方会員を増やすために、地域子育て支援拠点以外の場所での入会説明会の実施等に引き続き取り組んでいきます。

2. 学校給食について

1) 生徒が落ち着いて昼食が取れる環境整備と食育の観点から、すべての中学校で適切な昼食時間の確保を進めてください。

【回答】

令和 2 年 3 月に、令和 2 年度の喫食時間について調査したところ、全ての中学校で延長についての検討が行われ、20 分程度の喫食時間が確保されています。

2) 21 年度からハマ弁がデリバリー型給食と位置づけられることから、ハマ弁についても少なくとも小学校の給食と同等に、残留農薬、食品添加物、細菌検査をおこない、検査結果の公表をしてください。また、食品の安全性については国の動向を踏まえることにとどまらず、安全性が確認されていない食材の排除（遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品など）や放射能検査結果の公表など、利用者サイドに立ち、子供たちが安心して食べられるよう、横浜市独自の安全基準を設けることを検討してください。

【回答】

令和 3 年 4 月からの中学校給食（デリバリー型）の実施にあたり、教育委員会では、食品衛生に関する法令や学校給食法の趣旨を踏まえ、「横浜市立中学校給食食材に関する基準書」（以下「本基準書」という。）を定め、各製造事業者は本基準書に基づき、安全で衛生的な食材を調達することとしています。

本基準書には、各物資の共通規格として、食品衛生法や日本農林規格等に適合する食材であること、主原料は非遺伝子組換え食品であることを示しています。

また、最新の厚生労働省発出通知「農畜水産物等の放射性物質検査について」を参考に教育委員会が設定した検査対象食材について、発注段階において納入者より放射性物質の検査結果を徴収し、使用の都度検査結果を確認することを示しており、各製造事業者が規格に適合した食材を調達することで、安全・安心で質の高い給食を提供していきます。

3. 石けん利用の推進

1) 健康・環境の面から、給食で使用する食器の洗浄は、石けんの使用の推進を強め、使用する学校が増えるようにしてください。また、食器の洗浄に

石けんを使用している学校をホームページで公表してください。

【回答】

本市では、神奈川県が定めた「神奈川県洗剤対策推進方針」をもとに、原則として食器具の洗浄に石けんの使用を推進することを学校に通知しています。

学校でもできるかぎり石けんの使用に努めていますが、食器に石けんカスが残ってしまうなど様々な事情から石けん以外の洗浄剤を使用している学校もあります。このため、石けんの使用が進むよう引き続き学校に働きかけていきます。

2) 感染症対策として、石けんでの手洗いは有効です。学校の手洗い場には純石けんの使用を推進してください。

【回答】

感染症を予防するためには手洗いは重要であるため、学校には石けんを使った正しい手の洗い方や手洗いのタイミング等を示しています。石けんは、学校施設の状況や児童生徒の発達段階により学校で選択しているため、市として種類の決定や推奨をすることはしていませんので、ご理解をお願いします。

II. 高齢者福祉に関する提案

1. 今回の新型コロナウイルス感染症は、今後の様々な感染症への対策の脆弱性を浮き彫りにしました。高齢者介護においては、兼ねてから介護従事者の人材確保が課題でしたが、人材を外国人に頼るというこれまでの方策は見直さざるを得ません。

横浜エリア連携協議会のアンケート結果からは、介護が必要な時に利用したいサービスのトップ 44.1%(とりわけ70代以上の回答者では、50%)が、定期的なヘルパー訪問を挙げています。今回のコロナ禍では、ヘルパーが「最後の砦」と言われ在宅の介護を支えています。しかし、訪問介護の介護従事者の、高齢化は深刻で、若い世代が参入するには、報酬単価の引き上げが必須です。訪問介護を含め介護保険基礎報酬単価の引き上げを国へ強く要望してください。

【回答】

介護人材の確保については、厚生労働省の「社会保障審議会介護保険部会(以下、「介護保険部会」とします。)」でも検討され、「介護職員の処遇改善、多様な人材の参入・活躍の促進、働きやすい環境の整備、介護の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備の取組を一層進めることが必要である。」との意見が付されています。

今後の「介護保険部会」での検討状況等を注視し、必要に応じて国に要望していきます。

2. 厚生労働省から、6月1日付で出された「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」

は、利用者にサービスを利用していない単位数を請求するという、本来あってはならない負担が求められています。上乘せされた、介護報酬は、利用者負担ではなく、公費で補償してください。

【回答】

本取扱いは、感染症対策に要する時間を介護報酬上評価するための特例的な措置です。

現状、感染症対策を徹底することは、利用者の安全や健康を守るためであり利用者が恩恵を受けるものであることから、通常の介護報酬と同様に利用者の自己負担をお願いしています。今後の利用者負担のあり方については、次の報酬改定の中で検討すべき内容と考えます。

3. コロナ禍において、高齢者施設の入居者は家族と面会が叶わず、家族に「見捨てられた」という感覚に陥る傾向も報告されています。介護が必要な高齢者には、オンラインや電話では限界があり、サービスの利用を控えて、状態が悪化した、家族に負担がかかったなどの様々な困難が生じています。

一方、介護従事者は、利用者への感染リスクに大きな不安を抱えながら、日々サービスを行っています。

新型コロナウイルス感染症は、既に冬にかけての感染拡大が大きく広がっています。高齢者などの重症化リスクの高い方や、介護従事者を優先して検査する体制を横浜市で早急に構築してください。

【回答】

PCR検査は、感染の可能性が疑われる方に実施することが重要です。

国が公表している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引きでも、検査の実施は有症状の疑い患者や濃厚接触者（接触確認アプリ「COCOA」による通知を受けた方を含む）を対象と想定しており、本市でも国が示す手引き等に基づき、検査体制の充実を図っています。

昨年末からの感染者の急増を受け、神奈川県の方針に基づき、積極的疫学調査の対象とする方を重点化し、医療機関や高齢者施設・福祉施設等で感染者が発生した場合を優先して調査する対応としています。

調査の結果、濃厚接触者の特定が困難な場合や、行動履歴等から広く感染の拡大が懸念される場合などは、必要に応じ濃厚接触者に限定せず、時には全員検査を行う場合がありますが、個別の疫学的調査の結果に基づき対応していますのでご理解ください。

今後も、関係機関と協力しながら、より良い体制を作るよう努めていきますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

4. 介護予防・生活支援サービス補助事業（通所B）は、要支援者の利用を想定された事業ですが、実際には、要支援者の参加は、参加者の12.5%にとどまっています（2019年度実績）。制度改定から5年、サービスBが要支援の人の支援の受け皿とはなりえないことが、明確になりました。介護が必要な人に届かないこうした事業は、介護保険財源を活用することなく、多世代交流、元気な高齢者の交流の場として、必要に応じて、一般財源を活用

して行うなど、事業の見直しを行ってください。

【回答】

「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」については、活動団体の皆様からのご意見等も踏まえつつ、国の動向等を見極めながら、引き続きより良い事業の実施に向け検討していきます。

Ⅲ. 環境に関する提案

<CO2削減・再生可能エネルギー>

1. 横浜市として気候非常事態を宣言し、さらに環境問題への取り組みを進めることを提案します。

・「地球温暖化」「気候変動」は「地球過熱化」「気候危機」にと、より実態に即した用語に変わるなど、想定以上に環境問題は深刻さを増しています。将来を見据え、横浜市として気候非常事態宣言することで、市民の当事者意識を高め、横浜市との連携による環境配慮行動をさらに進めることができると考えます。

【回答】

気候変動の影響と考えられる大規模な災害が国内外で起きており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、国や他都市に先駆け「2050年までの脱炭素化（Zero Carbon Yokohama）」を掲げ、省エネの徹底や再生可能エネルギーの普及拡大など、より一層の温暖化対策の推進に向けた取組及び検討を進めています。

2. 市民が省エネルギー・創エネルギーに積極的に取り組むための環境配慮住宅の普及を進めてください。

・環境配慮住宅の省エネルギー・創エネルギー効果は非常に高く、市民の取り組みが進むことで、さらに発展するものと考えます。助成制度に留まらず、さまざまな啓発活動により環境配慮住宅の普及を進めてください。

【回答】

既存住宅に対する「住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度」やZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発を引き続き実施するとともに、省エネ賃貸住宅の普及に向けた効果的な支援策についても検討を進めます。

また、「省エネ住宅相談員」の利用促進や「よこはま省エネルギー住宅アカデミー」の開催、「横浜市建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)」や長期優良住宅等に関する講習会の実施、省エネ住宅の健康・快適に係るメリットの広報等の啓発活動を通じ、省エネ住宅のさらなる普及に努めていきます。

3. 脱原発社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及を進めてください。

・再生可能エネルギー活用戦略のうち、当面の横浜市率先行動と位置付けた2020年度市役所全体で使用する電力を100%再生可能エネルギーに転換するという取組みは、脱原発社会につながる意欲的な試みとして今後も順調に

進められることを願います。また、横浜市域内7%（約4000ha弱）の農地のソーラーシェアリング（営農型発電）といった市内における再生可能エネルギー創出についても、検討を進めてください。

【回答】

原子力発電を含む電源構成については、国が総合的に判断していくことであり、本市としてそのあり方を決める立場にありませんが、国でも再生可能エネルギーの主力化が示される中、本市としても再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、太陽光発電の共同購入による導入促進や、再生可能エネルギー電気への切替キャンペーンの実施など、様々な手法で再生可能エネルギーの主力化に向けた取組を進めていきます。

<資源ごみ>

1. びん・缶・ペットボトルの分別収集を進めてください

- ・2020年10月30日より始まったペットボトルリサイクル事業については、ボトルT0ボトルによるCO2抑制や市民への回収行動促進効果を大いに期待しています。しかしながら、当リサイクル事業にとどまらない多様な市民協力の形が必要と考えます。

生活クラブ組合員に実施したアンケートによると家庭内の分別を多くの回答者がすでに行っていることから、自分の行動がどうしたら環境負荷を減らせるのかを考えて行動する市民が多いことがわかりました。家庭内での分別は、市民の自発的環境配慮行動として非常に大きなものです。引き続き混合収集から分別収集への転換を求めます。分別収集については、パッカー車の複数回収ではない方法を模索してください。資源選別センターの選別機の導入については、市民にしっかりと情報公開して意見を求めてください。

【回答】

缶・びん・ペットボトルごとの収集については、大幅な収集の見直しや、コストの増大など課題があることから、慎重に検討を進めていきます。

2. バイオマスプラスチックや脱プラスチックに向けた取り組みなど、市民との連携による啓発活動や、市民参加を広げるしくみを検討してください

- ・国内のプラスチックのマテリアルリサイクル率は非常に低く、CO2を排出するサーマルリサイクルである現状はあまり知られていません。市民自身がこうしたプラスチックに関する課題や現状を学習する企画開催時に横浜市として後援するなど、脱プラスチック活動について市民との連携で啓発を進めることを検討してください。

【回答】

本市では、天然資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、海洋プラスチックゼロエミッションを実現するため、プラスチック対策の広報・啓発を行っています。多くの市民の皆様に取り組んでいただけるよう、キャンペーン、イベントや住民説明会等の機会のほか、本市ウェブサイトやSNS、広報等を通して、引き続き積極的にPRしていきます。また、令和2年12月に策定した環境学習プログラムを活用しながら、市民の環境学習についても支援

していきます。

IV. 生活困窮者支援に関する提案

1. コロナ感染拡大で今後も生活に困る人たちの増加と長期化が懸念されます。困窮者支援のさらなる拡充をすすめて下さい。

【回答】

本市では、本市ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症関連ページに「生活にお困りの方へ」という項目を作り、各種相談等のご案内を行うとともに、ハローワークや社会福祉協議会等でチラシを配布するなど、関係機関とも連携を図りながら、様々な周知を行っています。

支援にあたっては、相談にいらした方の困りごとをしっかりと受け止め、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付の活用なども提案しながら、個々の状況に応じて、就労支援や家計改善等のアドバイスなどを行っています。

2. 相談機関の充実と連携

若者や障害者、生活困窮者の相談はどこの窓口で受けても、関係機関にきちんとつながる仕組みをつくって下さい。東京の足立区や座間市で実践しているような「つなぐシート」のように連携を制度化してください。

【回答】

本市では、複数の部署・関係機関が連携して相談・支援に取り組んでいます。ご提案いただいた「つなぐシート」などの連携を進めるためのツールの活用など、更なる連携強化に向けて、今後検討していきます。

3. 多面的支援ができる居場所への支援策

横浜市では市民がいろいろな地域で居場所を開いています。居場所は高齢者や子ども、母親だけに有効なものではなく、長期のひきこもりの人達にも社会とつながる場ともなり、困りごとの相談の場ともなっています。社会的に孤立している人たちに多面的な支援できる居場所への支援策をすすめて下さい。

【回答】

本市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、「横浜市地域福祉保健計画」を推進しています。

「第4期横浜市地域福祉保健計画（令和元年度～5年度）」では、重点項目を進める取組として、「見守りの輪の拡大」及び「地域でつながる機会の拡大」を位置付けています。困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者に捉われない見守り体制づくりに取り組むとともに、困りごとの相談の場として期待される身近な地域における居場所づくりの推進に向け、関係局区が連携しながら引き続き取り組んでいきます。

なお、ひきこもり等の困難を抱える若者の自立支援として、市内4か所に設置する「地域ユースプラザ」では、15歳から39歳までの若者を対象に、思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や、ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で困難を抱える若者の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に根ざした活動を行っています。また、身近な地域に出向いた相談や支援者向けの研修等を通じ、地域の居場所との連携を進めていきます。

V. カジノ・IRの誘致撤回を求めます。

1. 市長説明動画について

・観光客数の他都市との比較

他都市と比較して横浜の宿泊客の少なさを訴えておられますが、そもそも比較データは調査の方法が違うものであり、データの有効性が疑われています。

・法人税比較

市長は、東京・大阪・名古屋と比較して、横浜の法人税が少ないと強調していますが、横浜市は、おおくの市民が、隣接する東京都に働きに行くベッドタウンです。東京と比較して、法人税が少ないのは当然です。横浜市は、何より豊かな個人市民税に支えられた都市であり、それが横浜市の強みであるとされてきました。また、法人税は、交付金で国から再配分されるものであり、法人税のみを殊更比較することは、横浜の税収の特徴を歪曲していると言えます。

市長説明動画には、市民を誘導する、こうした情報操作とも言える情報が散見され、不正確です。まずは、説明動画を取下げ、市民に対し、誠実に公正な情報を伝えることを求めます。

【回答】

観光の状況を都市間で比較できるデータは、観光庁が毎年実施している調査しかないため、IR市長説明動画では、出典を明らかにしたうえで、単純比較とならないよう、傾向をつかむための資料としてお示ししています。なお、国の調査では市町村別の調査結果がないため、本市独自の調査結果で示していることを、動画内で説明しています。

また、法人市民税に関して、東京都、大阪市、名古屋市と比較しているのは、人口規模に対して、経済規模が小さいという横浜市の現状を市民の皆様に分かりやすくお伝えするため、お示ししたものです。

2. 増収効果

そもそもIR誘致の試算で示された800億から1200億という増収効果は、裏付けがいまだに示されていませんが、コロナウィルスの感染拡大により、社会は大きく変化しました。また、世界的にもカジノ事業者は大きな打撃を受けています。当初の試算は全く現実を反映していません。

カジノという非常にリスクの高い事業に、横浜の将来を託し依存する構造

となるカジノ・IR誘致政策は、即刻撤回すべきです。

【回答】

国では、観光を成長戦略の柱としており、我が国を観光先進国に引き上げるため、日本型IRを制度化しました。

本市は、国内最大の人口を有する基礎自治体であり、生産年齢人口の減少や老年人口の増加の影響が大きな課題となっています。この課題に対して、交流人口の増加が期待されるIRは、有効な方策の一つだと考えています。

コロナ禍においてダメージを受けている横浜の観光・経済の再生にとっても、長期的な視点においてIRは欠かせないものだと考えています。

なお、増収効果等については、今後、公募により選定される事業者と作成する区域整備計画において、施設の構成や規模、事業内容などを具体化する中で、明らかにしていきます。

3. 依存症対策

依存症が恐ろしい病であり、中でもギャンブル依存症は、完治できない病であることは、様々な依存症対策に取り組む横浜市であれば理解しているところだと思います。しかし、一方でその依存症を必ず生み出す賭博産業に、市が手を染めるということは、完結できないマッチポンプのようなものです。

入場料・入場規制といった、カジノ誘致に際し、挙げられている横浜市の依存症予防策には効果が見込めません。何よりの予防策は、賭博場を作らないことです。

【回答】

市民の皆様の不安要素である、カジノに起因した依存症や治安悪化などへの対策については、「IR整備法」において「免許によるIR事業者の参入規制」、「日本人等の入場料6,000円」、「7日間で3回、28日間で10回とする入場回数制限」、「20歳未満の者や暴力団員の入場禁止」など世界最高水準のカジノ規制が定められています。これらに加え、国ではカジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成28年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成30年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」を成立させました。

同法に基づき平成31年に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が定められ、「PDCAサイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を、国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

日本型IRが参考としているシンガポールでは、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組んだ結果、IR設置前に比べて依存症の有病率が低下するなどの効果を上げています。治安についても平成22年に2つのIRが設置され、外国人旅行者は約1.8倍に増加していますが、カジノの設置の前後において、人口10万人当たりの犯罪認知率に大きな変化は見られません。このような海外の先進的な事例も参考にし、我が国や本市においてどのよう

な対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な対策を検討していきます。

4. 住民投票の実施を求める

カジノ誘致をめぐることは、市民による直接請求運動が行われ、間もなくカジノの是非を決める住民投票に関する条例が20万を超える署名と共に本請求されようとしています。私たちは、今まで問われて来なかったカジノの是非について、住民投票が実施されることを求めています。

最も公平かつ確実な住民の意見を反映する手段として、市長には、議会に提案される際に、「住民投票を実施すべき」ものとして、市長の意見を付して頂くことを要望します。

【回答】

この度、法定数を上回る署名数が集まり、地方自治法に基づく条例制定の直接請求がなされたことは、IRに関する市民の皆様の関心の表れとして受け止めています。

意見については、条例案に付けさせていただいたとおりであり、1月6日の市会本会議においてもご答弁申し上げたところです。

今後とも市政にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

